

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-----------------------|-----------|----------|
| 大鰐町 | 大鰐①(大鰐、宿川原、森山、八幡館・鯖石) | 令和3年3月23日 | / |

1 対象地区の現状

| | |
|--|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 135.00 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 72.53 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 22.40 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 17.84 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | - ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 4.20 ha |
| <p>(備考)</p> <p>本地区は町の中心部～北西部に位置し、山間部に樹園地、平野部に田園があり、町の特産品であるりんごの産地となっている。しかし、一部では耕作放棄地の増加が著しく、地区全体で担い手農家は一定程度存在するものの、樹園地や園芸施設での耕作が主流であるため、経営規模の拡大が難しく、今後も耕作放棄地の増加が懸念される地区である。</p> | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・果樹栽培は労力を要するため、高齢化が進む地区では面積拡大、集積は難しい。 ・担い手、後継者の育成も必要だが、現状の生産者が営農を継続できるよう農道や農業生産施設の整備が必要。 ・急傾斜地での耕作を続けるのは困難であるため、農地中間管理事業等を活用し、中心経営体が耕作条件の良い農地を集積する。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針 (各集落ごとに方針を設定した)

| |
|--|
| <p>大鰐集落では、都市計画区域内であり町内で最も人口が多い地区であるため、農地の大半が宅地等に転用されている。農地中間管理事業等の活用を促し、集落内の農地の集積を図る。</p> |
| <p>宿川原集落では、大鰐集落と同様に都市計画区域内であるものの、中心経営体や新規就農者等の担い手が多い地区である。集落内には水田が多いため、作付面積の拡大意向がある担い手へ農地中間管理事業等を活用した農地の集積を図る。</p> |
| <p>森山集落では、りんご生産者が多い地区であり、樹園地は集落内の生産者が可能な限り集積し、水田については水稲生産者が少数であるため、他地区の中心経営体への集積、もしくは果樹等への転換により農地の集積を図る。</p> |
| <p>八幡館・鯖石集落では、りんご生産者が多いが、中心経営体の高齢化が顕著であるため、急傾斜地に点在する樹園地を農地中間管理事業等に登録することにより、耕作条件が良い平地での耕作へ移行し集積を図る。水田は農地中間管理事業を活用し他地区の生産者が中心となり農地の集積を図る。</p> |

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|-------------|----------|--------------|----------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | — | りんご | 1.95 ha | りんご | 1.95 ha | 宿川原 |
| 認農 | — | りんご、ぶどう、もも | 2.30 ha | りんご、ぶどう、もも | 2.30 ha | 大鱈、元長峰 |
| 認農 | — | りんご | 3.00 ha | りんご | 3.00 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご | 2.55 ha | りんご | 2.55 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご、トマト | 0.65 ha | りんご、トマト | 0.65 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご、水稲 | 4.33 ha | りんご、水稲 | 4.33 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご、水稲 | 3.17 ha | りんご、水稲 | 3.17 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご | 3.30 ha | りんご | 3.30 ha | 森山、宿川原 |
| 認農 | — | りんご、水稲 | 2.72 ha | りんご、水稲 | 3.02 ha | 森山 |
| 認農 | — | りんご | 3.43 ha | りんご | 3.43 ha | 森山 |
| 認農 | — | 水稲、りんご | 5.50 ha | 水稲、りんご | 5.50 ha | 八幡館、町外 |
| 認農 | — | りんご、果樹、野菜、水 | 1.84 ha | りんご、果樹、野菜、水 | 1.84 ha | 八幡館、町外 |
| 認農 | — | 野菜、果樹、花き、水稲 | 1.49 ha | 野菜、果樹、花き、水稲 | 1.49 ha | 八幡館 |
| 到達 | — | りんご、野菜 | 0.59 ha | りんご、野菜 | 0.59 ha | 八幡館 |
| 到達 | — | りんご、水稲 | 1.00 ha | りんご、水稲 | 1.00 ha | 八幡館 |
| 認農 | — | 水稲 | 2.60 ha | 水稲 | 3.10 ha | 町外 |
| 認農 | — | 水稲、りんご | 0.98 ha | 水稲、りんご | 0.98 ha | 八幡館 |
| 到達 | — | 水稲、りんご | 1.73 ha | 水稲、りんご | 1.73 ha | 八幡館、町外 |
| 認農 | — | りんご、野菜 | 0.58 ha | りんご、野菜 | 0.58 ha | 八幡館地区 |
| 認農 | — | 小八豆 | 0.45 ha | 大豆 | 0.45 ha | 高野新田 |
| 認農 | — | りんご、水稲 | 2.46 ha | りんご、水稲 | 2.96 ha | 森山 |
| 認就 | — | ミニトマト | 0.10 ha | ミニトマト | 0.30 ha | 三ツ目内 |
| 認就 | — | りんご、うど | 0.70 ha | りんご、うど | 1.20 ha | 森山 |
| 認就 | — | りんご | 0.40 ha | りんご | 1.20 ha | 森山 |
| 認就 | — | ミニトマト | 0.20 ha | ミニトマト | 0.40 ha | 三ツ目内 |
| 認就 | — | ミニトマト | 0.06 ha | ミニトマト | 0.26 ha | 森山 |
| 認就 | — | ミニトマト | 0.12 ha | ミニトマト | 0.32 ha | 八幡館 |
| 認就 | — | りんご、ピーマン | 0.58 ha | りんご、ピーマン | 0.88 ha | 森山 |
| 認就 | — | りんご、野菜 | 0.50 ha | りんご、野菜 | 1.00 ha | 森山 |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| 計 | 29 人 | | 49.28 ha | | 53.48 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

①農業用生産施設及び農道等の整備

地区内の農業生産施設及び農道等の点検・補修・新設を検討する。町全体の課題となっている担い手の育成を図るほか、現在の生産者が営農を継続できるよう支援する。また、施設等の整備に活用できる事業を模索する。

②農地中間管理事業の活用方針

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、原則として出し手の登録を行う。また、急傾斜地で耕作している中心経営体は、農地中間管理事業等を活用し、平地での耕作へ移行し農地の集積を図る。

③地区と町の協働

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、区会又は近隣のプロダクションが農林課・農業委員会へ農地の活用方法について相談するよう促す。相談に訪れた生産者に対し、今後の農地の活用に関する意向のヒアリングを行い、農地中間管理事業の活用を促し、耕作放棄地の増加を防ぐ。